

札幌市白石区PTA連合会 会長・副会長OB会  
白友会 規約

(名称)

第1条 この会は、白石区PTA会長・副会長OB会「白友会」と称する。

(目的)

第2条 この会は、会員の親睦を図りPTA活動に協力し、地域の発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 この会の事務局は、白石区PTA連合会事務局に置く。

(事業)

第4条 この会は、次のような事業を行う。  
(1) 会員の親睦のため、親睦会を開催すること。  
(2) その他、第2条の目的に関すること。

(会員)

第5条 会員は、この目的に賛同し、白石区PTA連合会又は、単位PTA会長・副会長として在任したものである。

(役員)

第6条 この会には、次の役員を置き、任期は次回の親睦会の開催までとする。ただし、留任は妨げない。

(1) 会長	1名	(2) 副会長	若干名
(3) 会計	1名	(4) 監査	2名
(5) 幹事	若干名		

(会費)

第7条 この会を運営するため、入会時に会費を納入する。1口千円として、希望の口数の入会金を納入し、その会費は永年会費とする。

(親睦会)

第8条 この会の親睦会は、次により、年1回程度の開催とする。  
(1) 規約の改廃、役員を選出等を行う。  
(2) 親睦会に要する経費は、その都度必要額を納入する。  
(3) 親睦会には、現白石区PTA連合会の役員の出席を求めることができる。

(その他)

第9条 この会の運営に関する細部は、第6条で定める役員で決めて、次回の親睦会で報告する。

この規約は、平成8年7月6日より実施し、平成14年11月に一部改正する。(第7条 「会費」の条文を追加)

[札幌市白石区PTA連合会事務局]

〒003-0806 札幌市白石区菊水6条3丁目2-51

幌東中学校内 TEL/FAX 011-850-9855

白友会 会長 齋藤章夫